

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号事務の種類欄中「法」という。）の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）」を加え、同号委任事務の欄3中「及び8」を「、8及び9」に改め、同欄中10を11とし、7から9までを8から10までとし、6の次に次のように加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号専決事項の欄中11を12とし、同欄10中「自動車等を利用して行う営業及び二以上の保健所の所管区域を移動して行う営業（次の11において同じ。）」を「営業」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定に基づき、営業（自動車等を利用して行うもの及び二以上の保健所の所管区域を移動して行うものに限る。次の11及び12において同じ。）の譲渡により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号事務の種類欄中「法」という。）の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同号委任事務の欄中15を19とし、同欄14中「施行規則」を「旅館業法施行規則」に改め、「許可の申請書」の下に「、譲渡及び譲受けの承認の申請書」を加え、同欄14を同欄18とし、同欄中13を16とし、16の次に次のように加える。

17 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき、旅館業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号委任事務の欄中12を15とし、11を14とし、10を13とし、同欄9中「第三条の三第三項」を「第三条の四第三項」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8中「第三条の三第三項」を「第三条の四第三項」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄6中「第三条の二第二項」を「第三条の三第二項」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄5中「第三条の二第二項」を「第三条の三第二項」に、「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同欄5を同欄8とし、同欄4中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に、「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄3の次に次に加える。

4 法第三条の二第一項の規定に基づき、旅館業の譲渡及び譲受けについて承認すること。

5 法第三条の二第二項において準用する法第三条第四項の規定に基づき、旅館業の譲渡及び譲受けの承認を与えるにつき、あらかじめ大学の学長等又は学校教育法に定める所管庁等の意見を求めること。

6 法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項の規定に基づき、譲渡人及び譲受人に対し、承認を与えない旨を通知すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十五号事務の種類「()」の下に「及び生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄に次に加える。

5 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定に基づき、興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十六号事務の種類「法」という。の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同号委任事務の欄中6を7とし、同欄5中「施行規則」を「公衆浴場法施行規則」に改め、「申請書若しくは」の下に「譲渡により営業者の地位を承継した旨の届書、」を加え、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次に加える。

5 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定に基づき、浴場業の譲渡

により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十八号事務の種類「。」の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により開設者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十九号事務の種類「。」、「」の下に「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により開設者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十号事務の種類「法」という。「」の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、同号委任事務の欄4中「及び8」を「8及び9」に改め、同欄中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定に基づき、営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十号専決事項の欄中15を16とし、11から14までを12から15までとし、10の次に次のように加える。

11 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定に基づき、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第二地方機関の表食肉衛生検査センター所長の項第四号事務の種類「欄中「法」という。」の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」を加え、「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同号委任事務の欄10中「施行規則」を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定に基づき、食鳥処理の事業の譲渡により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。